

高砂市人権教育及び啓発に関する
総合推進指針行動計画（第3期）

令和3年2月
高砂市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	1
3 計画策定の基本的な考え方	2
4 計画の期間	2
5 アンケートの実施	2
6 パブリックコメントの実施	3
第2章 高砂市の人権をめぐる現状	4
1 「人権」をめぐる動向	4
2 「高砂市民の人権意識調査」から	4
第3章 あらゆる場における人権教育及び啓発	6
1 家庭	6
2 園・学校等	8
3 地域	10
4 企業等	11
第4章 市職員等に対する人権教育の推進	13
1 市職員	13
2 教育関係者	14
3 医療・保健関係者	14
4 消防関係者	15
5 福祉関係者等	15
第5章 身近な人権課題	16
1 女性	16
2 子ども	20
3 高齢者	22
4 障がいのある人	25
5 同和問題	27
6 外国人	30
7 HIV感染者等	32
8 インターネットによる人権侵害	33
9 その他の人権課題	35
第6章 行動計画の総合的、効果的な推進	36
第7章 これからの高砂市の人権推進について	38

※ 令和3年4月時点の組織名を記載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

人権とは、全ての人々が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であると言われていています。

我が国において、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権に関する様々な施策が講じられ、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に努めてきました。

しかし未だに、女性に関する問題、子どもに対するいじめや虐待、高齢者に関する問題、同和問題、インターネットによる人権侵害など人権に関する様々な問題が発生しています。また、令和2年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、コロナ差別、コロナいじめといった新たな人権問題が発生しています。

当市では、平成17年度に『高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針』（以下、指針）、『高砂市人権教育基本方針』を策定し、平成23年度から『高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画』（以下、行動計画）を策定し、5年ごとに計画を見直し、市民の人権意識の高揚を図ってきました。

しかしながら、現在も差別や偏見による様々な人権侵害が発生し、人権問題も多様化・複雑化しており、こうした人権問題を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応することが求められています。

こうした背景の下、新たな方策により、人権教育及び啓発を総合的、計画的に取り組んでいくため、令和2年8月、市民1,000人の方を対象に「令和2年度高砂市民の人権意識調査」を実施しました。その結果を基に、過去の実績や成果も踏まえながら、より効果的にかつ実効性のある人権教育及び啓発を行うため、これまでの行動計画を見直し、令和7年度までの5年間を計画期間とする新たな行動計画を策定しました。

2 計画策定の目的

すべての人々の基本的人権を尊重し、人権という普遍的な文化の息づく社会を築くことを目的とします。そのために、家庭、園・学校等、地域社会などあらゆる場や機会をとおして、様々な人権問題に対する人権教育及び啓発を推進します。

3 計画策定の基本的な考え方

- (1) 家庭、園・学校等、地域、企業等での人権意識の向上
- (2) 各種関係機関との連携強化
- (3) 人権相談業務の充実
- (4) 人権推進機能の充実

行動計画は、「第5次高砂市総合計画」の基本目標の一つである『育み、認め合い、元気に生きるまち【共生】^注』を目指し、人権という普遍的な文化を息づく社会を実現するため、「あらゆる場における人権教育及び啓発」や「市職員等に対する人権教育の推進」、「身近な人権課題」、「行動計画の総合的、効果的な推進」の各事項における具体的な取組をまとめたものです。

今後は、この行動計画に基づき、あらゆる場において人権教育及び啓発の充実を図ると共に、家庭、園・学校等、地域、企業等、関係機関と力を合わせ、様々な人権問題の解決に向けて努力することにより、誰もが個性を認め合える、人権が尊重されるまちづくりに向けて取り組んでいきます。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、計画の最終年度には計画の見直しを行います。

また、計画期間中であっても、社会情勢や市の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 アンケートの実施

(1) 調査目的

「高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画」の策定に向け、市民の人権に対する意識を調査し、実情を把握することを目的として実施しました。

(2) 調査対象

高砂市在住の18歳以上の方1,000人を無作為抽出

(3) 調査期間

令和2年8月7日（金）から令和2年8月27日（木）

注 共生

すべての人が生まれながらに基本的人権をもっており、違いがある、ないにかかわらず、多種多様な人々が対等な立場でお互いを尊重して、分け隔てなく支えあって生きること

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	511 通	51.1%

※ 有効回答数の年齢割合

18～ 20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代
11.5%	10.8%	15.7%	16.6%	16.2%	25.4%

※ 年齢別回答率

18～ 20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代
37.6%	40.1%	43.5%	51.2%	61.9%	58.3%

6 パブリックコメントの実施

(1) 実施目的

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

(2) 実施期間

令和2年12月14日（月）から令和3年1月15日（金）

(3) 閲覧場所

人権推進室、情報公開コーナー、各市民サービスコーナー、各市民コーナー

(4) 意見提出

3人（6件）

第2章 高砂市の「人権」をめぐる現状

1 「人権」をめぐる動向

人権問題は、国際社会全体に関わる問題であり、1948（昭和23）年、国連はすべての人と国が守るべき基準として「世界人権宣言」を採択しました。

世界人権宣言は、基本的人権の尊重の原則を定め、人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。

二度の世界大戦、環境破壊を繰り返した20世紀を経て、人権の世紀とも言われる21世紀は20年が経過し、人権の尊重が世界平和の基礎であることは、世界の共通認識となってきました。その取組は、地球上の誰一人取り残さないことを目指して2015（平成27）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念にも一致しており、その17のゴール（目標）の多くは、人権分野に関連しています。

情報通信技術の急速な発達による情報化、外国人の入国者の増加による国際化、晩婚化の加速による少子・高齢化、人口減少社会など、社会状況は急激に変化している中、インターネットによる人権侵害、外国人の問題、子どもの問題、障がいのある人や高齢者に関する問題など、人権に関する問題は多様化、複雑化してきました。

平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が制定され、日本国憲法で定められた「人権」の擁護のために、地方公共団体が「人権教育・人権啓発」を推進していかなければならないことが法律で明記されました。

当市においても、高齢化率の上昇やひとり親家庭の増加などの現状があり、経済的な格差が広がるなかで、「人」としての尊厳を保った生き方をしづらい人が増えている現状があります。

このような情勢の中で、人権に関わる様々な課題に取り組み、「命の尊厳」に基づいた人権文化を構築し、人権尊重が高砂市民共通の価値観として確立される取組を進めていく必要があります。

2 「高砂市民の人権意識調査」から

新たな行動計画の策定にあたり、令和2年8月に、高砂市民1,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送する方法で「高砂市民の人権意識調査」（以下、人権意識調査）を実施し、511人から回答を得ました。

「人権」を身近な問題として感じているかをみると、「非常に身近に感じる」と「かなり身近に感じる」の合計が32.8%となっており、前回調査（平成27年度）と比べると2.1%上回っており、「人権」を身近に感じる市民が増えていることがわかりました。しかし、兵庫県が平成29年に実施した「人権に関する県民意識調査」（以下、県民意識調査）では、人権を身近な問題として感じている市民は41.3%となっており、県の水準を下回る結果になっています。

「今の日本は、人権が尊重されている社会である」については、「そう思う」と「どちらかと言うとそう思う」の合計は、42.6%となっており、前回調査と同様に約4割の市民が肯定的に感じていることがわかりました。

一方で、「今の高砂市は、人権が尊重されている市である」については、前回調査に比べ、否定的に感じている市民(11.5%)が増え、肯定的に感じている市民(32.5%)が減る結果となりました。

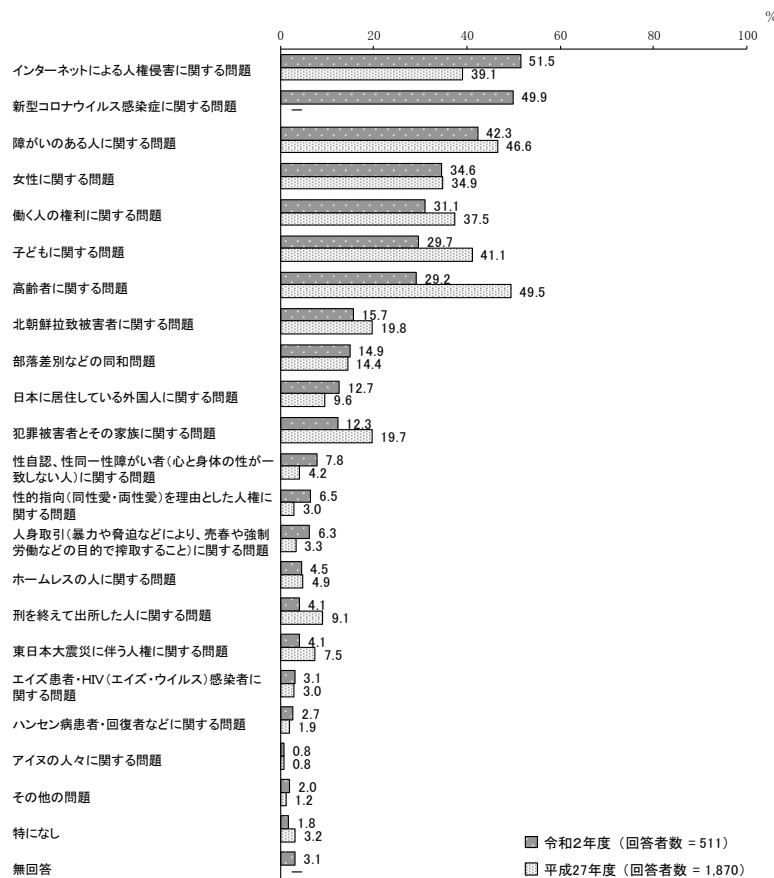
「人権」を身近に感じる人は3割程度にとどまっており、人権が意識される機会が少ないことが伺えます。また、人権意識が高まっていると感じる人も3割となっており、人権の意識が浸透しているとは言い難い状況となっています。

人権についての学習会等への参加は、若い年代で参加したことがない人が多くなっています。より多くの人に、人権に関心を持ってもらうためにも、若い年代で参加しやすいきっかけづくりが必要となっています。

職場でパワー・ハラスメントを受けた経験がある人の割合が高く、事業所への啓発も必要です。

人権に関するいろいろな問題のうち、「インターネットによる人権侵害に関する問題」、「新型コロナウイルス感染症に関する問題」、「障がいのある人に関する問題」、「女性に関する問題」、「働く人の権利に関する問題」、「子どもに関する問題」、「高齢者に関する問題」の関心が高くなっています。

○日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが特に関心をお持ちのものをあげてください。(○は5つまで)



第3章 あらゆる場における人権教育及び啓発

人権を尊重する意識は、家庭、園・学校等、地域、企業等などでの日常の行動に結びつくことによって、根付いていくものです。

日常の身の回りの出来事に対して、人権の視点からものごとをとらえ、意識することが大切です。

このため、人権尊重のための教育は、子どもはもちろん大人になってからも生涯にわたって継続されることが重要です。

当市では、人権尊重を基調とした園・学校教育を推進します。また、市民が生涯を通じて、地域社会を舞台にして生きがいのある生活を営んだり、文化、芸術、スポーツなどの諸活動において他者との交流や創造を楽しんだりできることを大切にします。人間活動の美しき営みが展開され、第5次高砂市総合計画の基本目標の一つである「育み、認め合い、元気に生きるまち【共生】」の実現に向け、人が人を大切にし、人が人として大切にされるまちづくりを進めます。

1 家庭

家庭教育は、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などを育むうえで、極めて重要な役割を担っています。なかでも、人権感覚を養ううえで、幼少期での遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど、日常生活を通じて基本的な社会生活のルールを覚えさせていくこと、また、親たちが自ら規範を示していくことが大切です。

(1) 現状と課題

近年、少子高齢化、核家族化、地域連帯感の希薄化などにより、育児不安の広がりやしつけに対する自信喪失、過保護や過干渉、児童虐待などの家庭の教育上の問題が指摘されており、家庭の教育力を高めることが急務となっています。また、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体で子育て家庭を見守りながら子どもの健やかな成長を支援していくことが求められています。家庭における男女の意識を改革し、男女がそれぞれの責任を担って共に協力し合うことが大切であり、男性の育児や介護、家事等への積極的な参加も求められています。

(2) 今後の取組

子育てに関する相談や人権学習機会を充実させるとともに、人権資料や広報等による啓発を行うことにより、身近な人権問題についての家庭における話し合いや実践の機会を増やします。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
3-1-1	家庭における人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ○市人権教育研究大会 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 ・各部会研究協議 ○人権啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 ○園・学校と家庭との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・園・学校での取組を保護者に情報提供し、人権教育に対する理解を促進する 	人権推進課 学校教育課 幼児保育課 高砂市人権教育協議会
3-1-2	子育てに関する相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点事業 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親子が、気軽に集い、相談、交流、情報交換できる場の提供 ○子ども家庭総合支援拠点の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待及び児童養育に関する相談を受ける 	子育て支援課
3-1-3	男性の家事、育児、介護への積極的な参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の意識づくりと学習会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・男性の生活の自立を促進し、性別による固定的な役割分担意識の解消や家庭生活に関する技術を習得する学習会を行う 	人権推進課 男女共同参画センター 公民館

2 園・学校等

子どもたちの人間形成に当たって、園・学校等の果たす役割はとても重要です。

幼児期は、大人への依存を基礎として自立に向かう時期であり、その過程において人間形成の基礎がつけられます。

小学校・中学校においては、学校教育活動全体をとおして、生命を大切にする心、自他の人格を尊重しお互いの個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など豊かな人間性を育成するとともに、自立心や自尊感情、責任感を培っていくことが重要です。

(1) 現状と課題

少子高齢化、都市化、核家族化、地域連帯感の希薄化などにより、家庭の教育力が低下する傾向にあり、子どもたちの豊かな人間性が育ちにくくなっています。また、インターネットやスマートフォンが普及し、子どもたちのコミュニケーション力が低下しつつあります。そのような中、虐待や不登校、いじめといった問題が少なからず発生しています。

(2) 今後の取組

幼児期の教育保育施設である保育所及び幼稚園、認定こども園では、「保育所保育指針」及び「幼稚園教育要領」「認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期にふさわしい豊かな体験の機会を保障し、人に対する愛情や信頼感、互いに尊重する心などの人間尊重意識の芽生えを育むとともに、子どもの人権に配慮した保育や教育を進めます。また、小学校や中学校においては、教育活動全体を通して人権尊重についての理解を深め、自然や地域の中での体験学習、外国人や高齢者、障がいのある人などとの交流を積極的に推進し、家庭・地域社会と連携した教育を推進します。あわせて、教職員の人権尊重の意識を高め、実践的指導力の向上に努めます。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
3-2-1	就学前児童及び小・中学校児童生徒の豊かな感性等基礎の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前教育部会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・研究組織づくり ・研究大会 ・研修会 ・CAP 研修 ○学校教育部会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・研究組織づくり ・研究大会 ○広報活動部会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・広報「あけぼの」の編集 	人権推進課 高砂市人権教育協議会 学校教育課 幼児保育課

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
3-2-2	園・学校等での人権教育活動の連携	○人権教育連携部会 ・研修会 ・担当者部会	人権推進課 高砂市人権教育協議会 学校教育課 幼児保育課
3-2-3	人権を大切にした教育の充実	○人権教育推進体制の確立 ・人権推進課と学校教育課との連携 ○教職員の人権意識高揚と指導力向上 ○「就学前・小・中」発達段階に応じた人権教育の推進 ・男女平等や相互理解協力について適切に指導するなど一人一人の個性や能力を生かす教育を推進する ○人権にふれる機会の充実 ・人権作文や人権標語・ポスターコンクール、人権講演会等	学校教育課 幼児保育課 人権推進課
3-2-4	共生の心の育成	○国際性豊かな共生の心の育成 ○外国人幼児児童生徒への支援	学校教育課 幼児保育課 人権推進課
3-2-5	人権教育の内容、方法、教材等の研究	○人権教育研究指定園・校委託 ・幼稚園・認定こども園1園、小学校1校、中学校1校に対して2年間の人権教育研究委託	学校教育課 幼児保育課

3 地域

地域は、市民が日常の学習活動や地域活動等を通じて、様々な人権問題について理解を深め、実践する場であり、特に子どもたちにとっては、思いやりの心や自立心を育み、社会性など体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

(1) 現状と課題

人権について、ある程度理解されているものの、人権講演会や学習会に参加する市民は多くありません。また、日常生活の中で、他人の人権を大切にするという態度や行動は、十分ではありません。

地域においては、公民館等における社会教育活動や学習・交流活動、行政主催のセミナーや講演会等の開催をはじめ、子ども会、自治会、婦人会、PTA やボランティア団体、市民サークル等を中心とする人権に関わる多様な学習活動が展開されるとともに、これらの団体や組織による社会奉仕活動、文化芸術活動、スポーツ活動などが活発に行われることが大切です。

(2) 今後の取組

人権教育を生涯学習の観点からとらえ、人権に関する具体的な課題に則しつつ、多様な学習情報・教材の提供を行い、学習機会の拡充を図るなど市民の自主的な学習活動の支援を行います。また、人権感覚等は主として地域における日常生活の中で個人が自然に会得していくものであることから、教育及び啓発リーダーの育成や地域実践活動や交流の場を提供することにより、地域の教育力を高めるとともに地域の絆を深め、市民の主体的な教育及び啓発活動が活発に展開されるよう支援します。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
3-3-1	地域人権啓発活動の充実	○校区人権活動（地域人権啓発活動） ・ 校区推進委員研修会 ・ 講演会、住民学習会、懇談会等 ・ 研究大会分科会	人権推進課 高砂市人権教育協議会

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
3-3-2	市民の人権に関する意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ○人権フェスティバル <ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 ・人権啓発標語・ポスターの表彰、掲示 ○公民館人権講座 <ul style="list-style-type: none"> ・公民館登録グループ生を中心にした市民人権講座 ○人権教育講座 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権教育学級 ・女性の人権研修会 ・人権教育実践講座 ・高齢者学級 ・講座生人権講話 	人権推進課
3-3-3	地域の「人」「もの」「伝統」を活用し、心と心がつながる地域づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> ○地域体験活動支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域において一人ひとりの人権が尊重される環境づくりに取り組み、心と心が豊かにつながる地域づくりを進めるために、地域において参加体験型の学習活動や地域活動を実施する 	人権推進課
3-3-4	地域における啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報たかさご、自治会回覧などによる啓発 	人権推進課

4 企業等

現代の社会では、企業活動は地球規模で広がっており、消費者や株主といった直接的な関係を持つ人々をはじめとして、従業員や取引先、地域住民など多くの人々と企業が密接な関係にあり、その意味でも「企業の社会的責任」は重いと言えます。

企業活動による社会や地域への影響力の大きさから、商品の開発や営業、広報といった企業活動全般において、人権尊重の視点が必要になります。

(1) 現状と課題

近年、企業では、社員一人ひとりの個性や能力を活かし、企業活動の活発化と発展を促そうとする「ダイバーシティ」の考え方が広まりつつあります。また、多様な人々により構成される企業の職場においては、性別、出身地、国籍、年齢、障がいの有無などにより、不公正な採用、賃金格差、配置及び昇進の格差、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントや悪質ないじめなどの様々な人権問題があります。そして、それに起因する過労死や自殺といったことも発生しています。

(2) 今後の取組

企業等の事業所内研修や地域における実践活動への自主的な取組を推進するため、啓発資料の配布をはじめ、担当者等に対する研修などを実践するとともに、事業所内研修に際して、人材や施設、情報、教材の提供などの支援を行います。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
3-4-1	人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動を進める	○企業部会活動 ・企業人権研修会 ・企業内研修会 ・研究大会分科会	人権推進課 高砂市人権教育協議会

第4章 市職員等に対する人権教育の推進

市職員、教育関係者、医療・保健関係者、消防関係者、福祉関係者等、人権にかかわりの深い特定の職業従事者は、人権尊重の理念について理解し、常に人権尊重を基盤として業務を遂行できるよう研修を充実することが大切です。

1 市職員

市職員は、一人ひとりが、全体の奉仕者として人権尊重の理念について理解し、豊かな人権感覚を身につけ、自らの業務にあたらなければなりません。そのために、それぞれの職務に応じ、人権意識を高めるための研修の充実に努めるとともに、施策・事業毎の人権尊重の視点に立った課題の整理とその周知のため、職場での啓発及びOJT（職場内研修）の充実に努めます。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
4-1-1	市職員として人権問題を正しく理解し、差別の解消に取り組むための意識と資質の向上を図る	○職員人権研修 ・管理職人権研修 ・一般職人権研修 ・男女共同参画研修	人事課 人権推進課
4-1-2	職場単位で相互啓発を行う機会を設け、職員の人権意識の向上を図る	○人権職場内研修	人権推進課
4-1-3 【再掲】	市主催人権事業に参加することにより職員の人権意識の向上を図る	○人権事業参加研修 ・市人権教育研究大会 ・人権フェスティバル	人事課 人権推進課

2 教育関係者

教育関係者は、園・学校等におけるあらゆる教育活動をとおして、幼児、児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じた指導を行い、人権尊重への理解を深め、主体的に取り組む態度と意欲を育むという重要な役割を担っています。

すべての教育関係者は、豊かな人権感覚と科学的認識を身につけたうえで、効果的な人権教育を実践するための知識・技能・態度・意欲など全人格的力量が不可欠です。そして幼児、児童、生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人として接することが必要です。

また、家庭や地域社会との連携を深め、人権問題解決に向けて積極的に関わることが求められます。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
4-2-1	教育活動全般において効果的な人権教育の実践のための知識・技能・態度・意欲などを養う	○人権教育研修 ・教職員人権教育研修 ・就学前人権教育研修	学校教育課 人権推進課 高砂市人権教育協議会

3 医療・保健関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係業務の従事者は、人の生命と健康を守ることを使命とし、治療、疾病の予防、保健指導などの業務を担っています。これらの業務の遂行にあたっては、人間の尊厳に対する認識はもとより、患者等のプライバシーに配慮するなど高い人権意識が求められます。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
4-3-1	職務に関する人権に関わる基礎知識と人権感覚を身につける	○医療関係従事者人権研修	市民病院事務局総務課

4 消防関係者

消防関係者は、火災をはじめとする各種災害等から市民の身体、生命、財産を守るとともに、台風、地震、水害等の天災や不慮の事故による被害を最小限にとどめることを職務としています。このような人命に関わる職務を遂行するための前提として高い人権意識が求められます。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
4-4-1	職務に関する人権に関わる基礎知識と人権感覚を身につける	○消防関係従事者人権研修	消防本部 総務課

5 福祉関係者等

福祉事務所職員、民生委員・児童委員、知的障害者相談員、家庭児童相談員、社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパーやその他社会福祉関係事業などに従事する人は、子どもや高齢者、障がいのある人など様々な人々の生活相談や介護などの業務に携わっています。これらの業務の遂行にあたっては、個人のプライバシーや本人の意思を十分に配慮するなど高い人権意識が求められます。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
4-5-1	職務に関する人権に関わる基礎知識と人権感覚を身につける	○福祉関係従事者人権研修	地域福祉課 人権推進課

第5章 身近な人権課題

人権尊重の理念に関する理解を深めるためには、法の下での平等や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権問題を現実社会の中で具体的に問題としてとらえ、身近な課題に積極的に取り組んで解決していこうとする視点との両面からのアプローチが大切です。理念の理解を常に現実の問題に結び付けなければなりません。中でも、重要な課題とされている、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者等、インターネットによる人権侵害等の人権課題について、課題ごとの施策に関わる個別計画等に基づき、これまで進められてきた人権課題の視点からの取組や今後の方針等を踏まえつつ、次のように教育及び啓発を進めます。

1 女性

憲法には、男女平等の原則が明記され、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律など様々な法整備により女性を取り巻く環境の整備が進められてきました。

しかし、いまだに「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方が根強く残っており、家庭や職場などにおける男女共同参画は不十分な状況にあります。

(1) 現状と課題

職場や地域における女性の政策・方針決定への参画や能力発揮のための環境整備が十分でないほか、女性の家事、育児、介護における負担が重いなど、様々な面で男女共同参画が未達成な状況です。また、性犯罪、売買春、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する人権侵害も問題となっています。とりわけ、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活不安・ストレスからのDV等の増加、深刻化も懸念されています。

これらの問題の背景には、いわゆるジェンダーによる偏見などが根強く残っていることが挙げられ、当市では、こうした意識の解消を図り、市民一人ひとりが「個」を尊重した男女共同参画社会の実現を目指して、平成13年に「高砂市男女共同参画センター」を設置、平成29年には「第2次男女共同参画プラン【改訂版】」を策定し、それに基づき、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策や事業を推進しているところです。

【女性の人権で問題と思われることは？－人権意識調査－】

「男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」の割合が47.6%と最も高く、次いで「男女の性別による固定的な意識（「男は仕事、女は家庭」など）」の割合が31.9%、「昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」の割合が26.6%となっています。

平成27年度と比較すると、「昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」「女性の社会進出のための支援制度の不備」「ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）」「ストーカー行為」「痴漢やわいせつ行為などの性犯罪」の割合が減少しています。

（2）今後の取組

ドメスティック・バイオレンスについては、関係機関の連携を強化するなどの支援体制の充実に努めるほか、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「第3次男女共同参画プラン」においてあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進していきます。また、男女が雇用に関して均等な処遇を受けられるよう、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを啓発していくとともに、ドメスティック・バイオレンス、性犯罪やストーカー行為などあらゆる暴力や人権侵害を許さない意識を醸成していきます。また、男女ともにワーク・ライフ・バランスの実現や育児サービスの援助、男性の育児休業取得の推進等、性別による固定的な意識を見直し、性別にかかわらず、互いを尊重し共に責任を分かち合う社会の実現を目指していきます。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-1-1 【再掲】	地域人権啓発活動の充実	○校区人権活動（地域人権啓発活動） ・ 校区推進委員研修会 ・ 講演会、住民学習会、懇談会等 ・ 研究大会分科会	人権推進課 高砂市人権教育協議会
5-1-2	男女共同参画推進に向けた広報・啓発の充実	○広報・啓発活動の充実 ・ 男女共同参画週間（6月23日から29日）における啓発 ・ 広報たかさごや市ホームページ、情報誌などによる情報提供 ・ 各種講座の開催	人権推進課 男女共同参画センター

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-1-3	男女共同参画推進に向けた教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の視点に立った家庭教育への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・講座や学習機会の提供 ○児童生徒及び教職員の男女平等の意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーにとらわれない教育の推進 ・教職員研修の実施 	人権推進課 男女共同参画センター 幼児保育課 学校教育課
5-1-4	表現における男女共同参画の推進、情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○メディア・リテラシーの育成・向上 <ul style="list-style-type: none"> ・広報・啓発及び学習の機会の充実 ・情報誌による啓発 ○女性の人権を尊重した表現の推進 ○情報教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用したSNS等が社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報倫理を守り、主体的に対応できる能力を育成する 	人権推進課 男女共同参画センター 学校教育課
5-1-5	働く場における男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と育児等の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○企業への情報提供と啓発活動の促進 ○働く場における男女平等等の実現・多様な就労形態における就労関係の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度、介護休業制度の周知徹底のための啓発 ・女性管理職の登用、職域拡大 ・相談体制の充実 ・ワーク・ライフ・バランスの意識醸成 	人権推進課 男女共同参画センター 産業振興課

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-1-6	暴力の防止に向けた啓発・教育の推進及び相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○DV 防止に向けた啓発・教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・広報たかさご、情報誌、市ホームページ、講演会等 ○若年層に対する啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育を通じて、DV やデートDV の防止の学習 ○セクシャル・ハラスメント対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる場において、セクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発 ○DV 相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・女性のためのこころの相談 ・女性のための法律相談 ○DV 被害者の安全確保・自立支援 	人権推進課 男女共同参画センター 学校教育課 産業振興課
5-1-7	生涯を通じた心身の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の啓発と浸透 ○人権尊重の視点に立った性教育 	人権推進課 男女共同参画センター 学校教育課

2 子ども

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」において、すべての子どもたちは、性別、国籍、障がいの有無に関わらず、生きる、育つ、守られる、参加する権利があると定められています。

子どもも、大人と同様に基本的人権を保障されています。子どもの人権は、大人以上に侵害されやすく、社会的に保護され、守られなければならない存在です。しかし、子どもを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待など深刻な状況にあります。

（1）現状と課題

子どもたちを取り巻く環境は、物質的な豊かさや情報が氾濫する一方で人間関係の希薄化が一層進み、家庭や地域社会、社会環境は著しく変化しています。

これまで日常生活や社会、自然の中での体験が子どもたちの育ちの基礎となってきましたが、その環境や機会そのものが十分でなくなり、豊かな感性や他者との共感や協調性が育ちにくい状況となっています。

このような状況の中、少年犯罪の凶悪化・低年齢化、校内暴力、いじめ、学級崩壊、不登校、子どもが被害者となる犯罪、児童虐待などが起こり、子どもの人権は大きな社会問題となっています。

【子どもの人権で問題と思われることは？—人権意識調査—】

「子どもに心理的虐待を加えたり、子育てを放棄すること」の割合が49.9%と最も高く、次いで「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをすること」の割合が38.2%、「保護者がいうことを聞かない子どもにしつけのつもりで体罰を与えること」の割合が29.9%となっています。

平成27年度と比較すると、「保護者がいうことを聞かない子どもにしつけのつもりで体罰を与えること」の割合が増加しています。一方、「子どもに心理的虐待を加えたり、子育てを放棄すること」「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをすること」「ビデオ、インターネットでの子どもを取り巻く性情報のはんらん」「児童買春や子どものヌード写真・映像を商品化すること」の割合が減少しています。

（2）今後の取組

子どもがのびのびと健やかに成長できる社会の実現を目指し、家庭や地域社会における子育てや園・学校等において豊かな心を育み、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く人づくりの基礎となる道徳性を養うとともに、大人社会における利己的な風潮や、金銭をはじめとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要です。

また、子どもの人権を守るため、虐待の防止に向けた啓発、虐待の早期発見から子どもの保護につなぐ体制を充実させ、また親が安心して子育てができるよう、子育て中の親が悩みや不安を抱えたまま孤立しないような相談及び支援機能の充実を図ります。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-2-1	児童福祉推進に向けた広報・啓発の充実	○児童福祉週間（5月5日～11日）における啓発 ・広報たかさごや市ホームページなどによる情報提供 ・ポスター掲示	子育て支援課
5-2-2 【再掲】	児童虐待を防止する取り組みの充実	○児童虐待防止対策事業 ・研修会の開催 ・啓発冊子等の配布 ・児童虐待防止推進月間における啓発 ○要保護児童対策地域協議会の運営 ・要保護児童等に対する情報交換及び支援内容等の協議 ○地域子育て支援拠点事業 ・子育て中の親子が気軽に集い、相談、交流、情報交換できる場の提供	子育て支援課
5-2-3 【再掲】	相談及び支援機能の充実	○子ども家庭総合支援拠点の運営 ・児童虐待及び児童養育に関する相談を受ける	子育て支援課
5-2-4 【再掲】	人権を大切にした教育の充実	○教職員の人権意識高揚と指導力向上 ○「就学前・小・中」発達段階に応じた人権教育の推進 ・男女平等や相互理解協力について適切に指導するなど一人一人の個性や能力を生かす教育を推進する ○人権にふれる機会の充実 ・人権作文や人権標語・ポスターコンクール、人権講演会等	学校教育課 幼児保育課 人権推進課
5-2-5 【再掲】	共生の心の育成	○国際性豊かな共生の心の育成 ○外国人幼児児童生徒への支援	学校教育課 幼児保育課

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-2-6	いじめへの対応	○教職員の資質能力の向上 ・未然防止・早期発見、迅速・適切な対応を図るための研修の実施 ・いじめ問題の迅速な解決に向けた協力体制の構築	学校教育課 （青少年指導）
5-2-7	ネット社会への対応	○情報教育の充実 ・ネットトラブルやネット犯罪に巻き込まれないための教育 ・インターネットを利用したSNS等が社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報倫理を守り、主体的に対応できる能力の育成	学校教育課
5-2-8	不登校への対応	○不登校児童生徒への支援 ・適応指導教室における児童生徒の支援 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる教育相談の充実	学校教育課

3 高齢者

平均寿命の延びや少子化の影響により、急速に高齢化が進んでいます。そのような中、高齢者への悪質な詐欺や虐待の増加、豊かな経験や知識がありながらも年齢を理由に就業や社会的活動への参加が制限されるなど、高齢者の人権に関わる問題が生じています。

（1）現状と課題

急速な高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるように、介護や医療体制の充実を図るとともに、地域ぐるみで日頃から高齢者を見守り、支援を必要とする人を支えるつながりづくりを推進することが大切です。また、高齢者を狙った振り込め詐欺等も後を絶たず、高齢者への啓発とともに、家族や事業者、行政が協力しながら被害を防ぐ体制を整えることが必要です。

また、社会の高齢化とともに増加している「認知症」への取組も課題となっています。

【高齢者の人権で問題と思われることは？－人権意識調査－】

「悪質商法や詐欺などによる被害が多いこと」の割合が42.3%と最も高く、次いで「身近に店舗がなかったり、移動手段がなかったりなどして、日常の買い物が行きにくかったり、不便であること」の割合が26.8%、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」の割合が23.7%となっています。

平成27年度と比較すると、「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていないこと」「病院での看護や福祉施設での介護の対応が十分でないこと」「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」「家族以外の関係者から虐待を受けること」の割合が減少しています。

(2) 今後の取組

高齢者が虐待や振り込め詐欺に遭わないよう啓発を進め、高齢者がいきいきと生活ができ、豊かな経験や知識を発揮できる場の提供、就労機会の拡大、自立と生きがいをづくりに向けた支援を行います。

また、相談及び支援機能の充実を図るとともに、権利擁護の利用の促進及び認知症施策の推進に取り組みます。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-3-1 【再掲】	地域人権啓発活動の充実	○校区人権活動（地域人権啓発活動） ・ 校区推進委員研修会 ・ 講演会、住民学習会、懇談会等 ・ 研究大会分科会 ○啓発テーマの勧奨 ・ 認知症の方への理解促進	人権推進課 高砂市人権教育協議会
5-3-2	高齢者の人権を尊重	○敬老月間啓発事業 ・ のぼり旗の掲揚等による啓発 ○敬老事業助成事業 ・ 高齢者への敬愛の念を表し記念品を贈呈 ○権利擁護講演会 ・ 高齢者の尊厳保持に向けた取組の理解	地域福祉課

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-3-3	相談及び支援機能の充実	○地域包括ケアシステムの整備 ・地域包括支援センターの機能強化 ・総合相談支援 ○高齢者の虐待に対する相談	地域福祉課
5-3-4	認知症施策の推進	○相談センターの周知 ○権利擁護のための取り組み ○認知症の早期発見・早期対応のための体制整備 ○認知症サポーター養成講座 ・正しい知識と接し方を学ぶ ○認知症カフェの充実 ○認知症予防の推進	地域福祉課
5-3-5 【新規】	権利擁護の利用の促進	○成年後見制度の利用促進	地域福祉課
5-3-6	地域連携の構築	○見守り SOS ネットワーク ・行方不明高齢者等の早期発見・早期対応	地域福祉課
5-3-7	高齢者福祉サービスの充実	○緊急通報システムの貸与 ○地域見守り運動	地域福祉課
5-3-8	人権意識の高揚を図る	○高齢者大学 ・カリキュラムの中に人権をテーマにした講座を組み込む ・視聴覚教育事業として人権に係るビデオの貸し出し	教育センター
5-3-9	悪質商法などの被害をなくす	○悪質商法など消費生活に関する被害防止 ・広報たかさご等を通じ被害にあわないよう注意喚起を行う	地域振興課 (消費生活センター)
5-3-10	高齢者の交通事故防止を図る	○交通安全思いやり声かけ運動 ○高齢者ドライバー教室 ○高齢者交通安全教室	土木総務課

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-3-11	独居高齢者宅の火災を防ぐ	○独居高齢者の戸別訪問 ・防火指導を行う ○住宅用火災報知器の早期設置の促進及び防災機器等の普及促進 ○火災予防運動 ・市内量販店で広報アンケート等を実施	消防本部 予防課
5-3-12	交通安全施設の整備	○あんしん歩行エリア事業	道路公園課
5-3-13	高齢者の就業促進	○高齢者の就業機会の確保 シルバー人材センター	産業振興課

4 障がいのある人

障がいがあることにより、障がいのある人が劣っているとか不幸であるといったマイナスイメージで捉えられ、差別されたり、好奇の目で見られたりすることがあります。私たちは誰もが幸せを追求し、人間らしく生きる権利を有しています。障がいのある人について正しい認識を持ち、理解を深めるとともに、障がいのある人もない人も、共に地域の一員として生活できる社会を築くことが求められています。

(1) 現状と課題

障がいのある人が外出しようとしたとき、道路や建物の段差をはじめ、自由な移動を妨げる様々な障壁（バリア）がいくつもあります。誰にとっても住みやすいバリアフリーなまちづくりをすすめる必要があります。

平成 28 年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、「不当な差別的取り扱いの禁止」と「障がい者に対する合理的配慮」が義務付けられ、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組がすすめられています。

【障がいのある人の人権で問題と思われることは？—人権意識調査—】

「働く場所や機会が少なく、待遇が十分保障されていないこと」の割合が 42.3%と最も高く、次いで「障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが十分でないこと」の割合が 37.6%、「社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でないこと」の割合が 26.4%となっています。

平成 27 年度と比較すると、「働く場所や機会が少なく、待遇が十分保障されていないこと」「社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でないこと」の割合が減少しています。

(2) 今後の取組

障がいのある人が持てる力を発揮し、生きがいややりがいを感じながら働くことができるよう就労支援を充実するとともに、雇用機会の拡大につながるよう企業にはたらきかけていくことが大切です。また、障がいのある人が地域で安全に安心して生活ができるよう交通機関や建物のバリアフリーをすすめるなど、障がいのある人を地域に受け入れる環境を整えていく必要があります。さらに、何気なく使っている言葉や慣用句などが、障がいのある人やその家族を傷つけていないか見直すなど、「心のバリアフリー」を推進します。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-4-1	障がいのある人の福祉に関する啓発	○障害者週間（12月3日から9日）における啓発 ○障害者差別解消法の普及における啓発	障がい福祉課
5-4-2 【再掲】	地域人権啓発活動の充実	○校区人権活動（地域人権啓発活動） ・校区推進委員研修会 ・講演会、住民学習会、懇談会等 ・研究大会分科会 ○公民館人権講座 ・公民館登録グループ生を中心にした市民人権講座	人権推進課 高砂市人権教育協議会
5-4-3	歩行者の安全な通行を確保するため道路管理者と交通管理者が一体となって交通安全施設の整備を図る	○あんしん歩行エリア事業	道路公園課
5-4-4	駅前駐輪場の整理、指導 駅前放置自転車等の撤去	○自転車対策事業	土木総務課
5-4-5	必要なサービスを提供	○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス ○地域生活支援事業	障がい福祉課
5-4-6	窓口で筆談具を使用したり、常時点字によつての情報伝達を進める	・点字プリンター、筆談具（メモール）の積極的な利用促進	障がい福祉課
5-4-7	必要な情報の提供等を実施	○障害者相談支援事業 ○高砂市障がい者基幹相談支援センターの設置	障がい福祉課
5-4-8	地域における障がい者等への課題について協議の実施	○地域自立支援協議会 ・高砂市障がい者自立支援協議会	障がい福祉課

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-4-9 【新規】	権利擁護の利用の促進	○成年後見制度の利用促進	障がい福祉課
5-4-10	望ましい教育的配慮	○校園内支援委員会 ・個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成、活用	学校教育課 幼児保育課
5-4-11	教員の専門性の向上	○特別支援教育に係る研修の実施	学校教育課
5-4-12	教育相談の充実	○定期教育相談の実施 ○専門家チームの派遣	学校教育課

5 同和問題

部落差別などの同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、日常生活において差別を受けている、日本固有の人権問題です。

(1) 現状と課題

昭和40年8月、同和対策審議会答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題」と位置づけ、その早急な解決が「国の責務であり、国民的課題である」と述べています。

昭和44年「同和対策事業特別措置法」の施行をうけ、当市では昭和45年から差別解消のため生活環境をはじめとした物的基盤整備を主としての事業を行ってきました。同年、高砂市同和教育協議会（高砂市同協）が結成され、園・学校等での人権教育、社会教育としての校区人権教育の推進、企業内の人権教育の推進等、全市的な取組を進めてきました。また、当市では、同和問題の解決の拠点施設として昭和53年度にみのり会館（隣保館）を設置し、国民的課題としての同和問題の解決に資するための各種事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識向上等に大きく寄与してきました。

その結果、行政の取組や地域住民の努力により、生活環境をはじめ、様々な面で存在していた格差が大きく改善され、平成14年、特別対策事業は終了しました。しかし、インターネットによる差別書き込みや結婚問題は、いまだに後を絶たず、同和問題への理解がいまだに不十分です。そのような中、平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。同和問題は過去の課題ではなく、この問題の解決につなげていく広がりをもった現実の問題であるという認識のもとに取り組んでいく必要があります。

【同和問題に関して問題と思われることは？－人権意識調査－】

「結婚問題で周囲からの反対があること」の割合が31.7%と最も高く、次いで「差別的な言動があること」、「いわゆる同和地区への居住の敬遠があること」の割合が23.5%となっています。

平成27年度と比較すると、「差別的な言動があること」「結婚問題での周囲からの反対があること」の割合が増加しています。

(2) 今後の取組

差別意識の解消を図るために、行政が主体性を堅持し、市民の信頼を高めていくとともに、これまで行ってきた教育及び啓発活動の成果を踏まえ、基本的人権を尊重していくため、様々な機会をとらえ積極的に教育及び啓発に取り組んでいきます。

そして、公共施設等の総合管理計画に基づき、隣保館の廃止又は複合化に合わせて、人権課題の解決のための各種事業のあり方について検討していきます。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-5-1	交流を深めることにより、差別意識や偏見を無くす	○人権交流学習会 ・全体学習会 ・班別学習会	人権推進課
5-5-2	幅広い年齢層を対象に、人権意識の高揚と交流を深める	○人権教育講座 ・子どもの人権教育学級 ・女性の人権研修会 ・人権教育実践講座 ・高齢者学級 ・講座生人権講話	人権推進課
5-5-3	市民一人ひとりに対し、人権意識の高揚を図る	○人権教育講座 ・出前講座	人権推進課
5-5-4	経済的負担を軽減しながら、各種文化活動を通じて教養を高める	○教養講座	人権推進課
5-5-5	講座生が自主的に集い、講師の指導の下に各種文化活動を通じて教養を高める	○自主講座	人権推進課
5-5-6	みのり会館事業や施策等の情報提供を行い、また人権に関する記事を通じて人権意識の高揚と交流を図る	○みのり会館だより	人権推進課
5-5-7	各種人権問題の相談に応じ、具体的な人権侵害があれば解決を図る	○人権相談 ・人権擁護委員による人権相談	人権推進課

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-5-8 【再掲】	人権文化を進める市民運動強 調月間、人権週間での啓発	○人権フェスティバル ・人権講演会	人権推進課
5-5-9 【再掲】	地域人権啓発活動における研 修活動の充実	○校区人権活動（地域人権啓発 活動） ・校区推進委員研修会 ・講演会、住民学習会、懇談会 等 ・研究大会分科会	人権推進課 高砂市人権 教育協議会
5-5-10	差別意識の解消に向け、すべて の人の基本的人権を尊重して いくための人権教育、啓発に取り 組む	・差別解消に向けた人権教育 資料を活用した授業実践 ・保護者等への人権尊重の精 神の啓発	学校教育課
5-5-11	教育・啓発の実施主体相互の連 携・協力の推進	・兵庫県都市人権主管者会議 ・2市2町人権施策担当者連 絡会・東はりま人権啓発活 動地域ネットワーク協議会 ・情報交換による人権啓発活 動のネットワーク化	人権推進課
5-5-12	えせ同和行為の防止	・えせ同和行為に対する啓発、 法務局等関係機関と連携し、 ポスター、チラシ等による啓 発 ・えせ同和行為に対する啓発 パンフレット（えせ同和行為 対応の手引き）等の配布、相 談窓口の紹介	人権推進課

6 外国人

外国人に関する人権は、経済や文化など、様々な分野でグローバル化が進み、それに伴い外国人住民等の増加が見込まれる一方、言語をはじめ、文化、生活習慣の違いなどから、地域での社会生活において支障をきたしたり、疎外感を感じたりするなど様々な問題が生じる可能性があります。当市においても、令和2年10月現在、1,208人の外国人が居住しており、互いの多様性を認め合い、多文化共生の社会をつくっていくことが大切です。

(1) 現状と課題

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱いやアパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、平成28年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。平成31年4月の出入国管理及び難民認定法の改正により、外国人材の受入れの拡大が進められる中、在留外国人の増加が見込まれ、外国人と接する機会はますます増加すると考えられます。多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

【日本で居住している外国人の人権で問題と思われることは？—人権意識調査—】

「わからない」の割合が27.6%と最も高く、次いで「災害などの情報提供において、外国語での情報発信が不十分であること」の割合が22.9%、「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けたりすること」の割合が22.3%となっています。

平成27年度と比較すると、「就職時や職場で不利な扱いを受けること」「住宅の申込みや入居で不利な扱いを受けること」「年金など社会保障制度で不利な扱いを受けること」「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けたりすること」「病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分であること」の割合が減少しています。

(2) 今後の取組

市内で生活する外国人や日本を訪れる外国人が増加することが見込まれ、国際感覚を養うとともに、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、共に地域で生活していくことが求められています。今後、外国人に対する理解を深め、人権を尊重する意識を浸透させるための教育及び啓発を実施し、高砂市国際交流協会と連携して、外国人が偏見や差別を受けることなく暮らしていけるような施策を推進します。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-6-1	異なる文化や生活習慣などに対する理解や認識を深める	<ul style="list-style-type: none"> ○在日外国人交流事業 ○国際理解教室 ○インターナショナルデイキャンプ ○国際文化交流会 ○国際交流講演会 ○外国語講座 	文化スポーツ課 国際交流協会
5-6-2 【新規】	異なる文化や生活習慣などに対する理解や認識を深める	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者大学 ・カリキュラムの中に JICA など海外活動経験者の講演を組み込む 	教育センター
5-6-3	国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各小中学校への ALT の配置 ・英語教育の充実に向けて、ALT の派遣を委託し、異文化を理解する心や多文化共生の態度を育成する 	学校教育課
5-6-4	国際感覚を持った人材の育成と市民相互の交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○海外姉妹都市交流推進 	文化スポーツ課 国際交流協会
5-6-5	外国人が暮らしやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人相談窓口の設置 ○外国人向けパンフレットの作成 ○各種通訳ボランティアの調整、派遣 ○「やさしい日本語」の職員研修 	文化スポーツ課 国際交流協会 人事課
5-6-6	日常生活に必要な日本語を学ぶ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語教室 	文化スポーツ課 国際交流協会
5-6-7	外国人児童の公立小中学校への入学・就学相談	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の新入学予定児童に対する就学案内（9月） ・外国人の転入学児童生徒の保護者に対する、学校制度、学校生活における母国語での就学支援ガイドの案内 	学校教育課
5-6-8	外国人幼児児童生徒への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人幼児児童生徒への支援 	学校教育課 幼児保育課

7 HIV感染者等

エイズ、新型コロナウイルス感染症等に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシーの侵害などの人権問題が発生しています。

また、ハンセン病については、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで国立ハンセン病療養所に一律に隔離され、患者やその家族は多大な精神的苦痛を強いられてきました。

(1) 現状と課題

エイズ・HIV感染者については、感染経路が限られ、感染力も弱いことから、正しい知識をもって行動することにより感染を防ぐことができます。また、ハンセン病については、病原菌のらい菌の病原性は極めて弱く発病することもまれであり、適切な治療を受けることにより治癒する病気です。

新型コロナウイルス感染症では、感染者、濃厚接触者、医療従事者などへの不当な差別や偏見、いじめなどが発生しています。咳エチケットと手洗い、マスクの着用するなど、いわゆる三密（密閉、密集、密接）を避けることで感染拡大を防ぐことができます。正しい知識を持ち、これらの問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

【エイズ患者・HIV感染者に関する人権侵害について問題と思われることは？—人権意識調査—】

「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」の割合が52.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が31.3%、「就職時や職場での不利な扱いを受けること」の割合が24.1%となっています。

平成27年度と比較すると、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」の割合が増加しています。

【新型コロナウイルス感染症に関しどのような人権問題が起きていますか？—人権意識調査—】

「医療従事者やその家族への不当な扱いがあること」の割合が65.4%と最も高く、次いで「感染者やその家族への不当な扱いがあること」の割合が63.6%、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」の割合が46.6%となっています。

(2) 今後の取組

健康福祉事務所とともに、ポスターやビデオ、講演会などあらゆる機会を活用して予防啓発活動の推進に努め、感染の拡大防止及び患者、感染者に対する差別や偏見を解消する活動を推進していきます。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-7-1	エイズ患者や HIV 感染者に対する差別、偏見の解消	○エイズ予防月間（6月）における啓発 ○世界エイズデー（12月1日）における啓発 ○HIV 検査普及週間（6月1日～6月7日） ○エイズカウンセラー派遣	健康増進課 （健康福祉事務所）
5-7-2	ハンセン病に対する正しい知識の普及と偏見の解消	・ポスター掲示、パンフレット等の配布	健康増進課 （健康福祉事務所）
5-7-3 【新規】	新型コロナウイルス感染症に対する差別、偏見の解消	・ポスター掲示、パンフレット等の配布	人権推進課

8 インターネットによる人権侵害

インターネットや SNS は、スマートフォンなどの普及により、自宅にいながら、世界中のさまざまな情報に簡単にアクセスできるようになり、生活する上で欠かせない存在になりました。しかし、インターネット上では、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。

（1）現状と課題

インターネットや SNS は、匿名で簡単に発信できることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、有害な情報が拡散されるなど、人権に関わる問題が発生しています。

ネットいじめや、リベンジポルノと呼ばれる画像の流出・拡散なども問題となっています。個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

【インターネットによる人権侵害で問題と思われることは？—人権意識調査—】

「情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと」の割合が62.6%と最も高く、次いで「他人へのひどい悪口などや差別的な表現などを掲載・投稿すること」の割合が58.1%、「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」の割合が37.0%となっています。

平成27年度と比較すると、「捜査対象である未成年者の名前・顔写真を掲載・投稿すること」「第三者が無断で他人の電子メールを閲覧すること」「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」「ポルノ画像など有害なホームページがあること」「悪質商法によるインターネット取引での被害があること」「他人のプライバシーに関する情報を掲載・投稿すること」の割合が減少しています。

(2) 今後の取組

インターネットは、適切に利用すれば様々な場面で有用な情報ツールです。一方で、心ない書き込みやいやがらせによる人権侵害も起こりやすく、利用者一人ひとりが節度ある利用を心がける必要があります。インターネット利用のマナーやリテラシーの普及及び啓発が大切です。また、関係機関との連携を深めて、インターネットによる人権侵害に対処する体制を強化することが重要です。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-8-1	事故発生時の対応	○インターネット上での人権侵害事象 ・インターネット上のいじめ、差別事象発生時には、マニュアルにのっとり対応	人権推進課
5-8-2	情報モラルの向上	○情報モラル研修 ・教職員の情報モラルの指導力向上研修の実施 ・児童生徒の情報リテラシー能力の向上を目指した授業の実施	学校教育課 幼児保育課
5-8-3 【新規】	インターネットモニタリングによる差別発言等の抑止	○インターネットモニタリング事業 ・インターネット上の悪質な書き込みなどをモニタリング（監視）により抑止効果を図る	人権推進課

9 その他の人権課題

(1) 北朝鮮拉致被害者

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

(2) 犯罪被害者とその家族

犯罪被害者とその家族は、事件そのものの直接的被害だけでなく、一部のマスメディアによる過剰な取材や報道により、プライバシーの侵害や名誉棄損などによる被害にも苦しんでいます。そのため、平成 17 年「犯罪被害者等基本法」が施行されています。

(3) 性的マイノリティー

同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見から、職場を追われたりするなどの人権問題が発生しています。また、性自認に関する偏見から、からだの性とところの性が一致していない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりしています。

これらの課題以外に、アイヌの人々の問題、難病患者の人たち、ホームレスの人たち、刑を終えて出所した人など、様々な人権に関する課題があります。

これら問題についても関心と理解を深めていくことが必要です。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
5-9-1	北朝鮮当局による拉致問題その他人権侵害問題について関心と認識を深める	○北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日から16日）における啓発 ・ポスター掲示、パンフレット等の配布	人権推進課
5-9-2	犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等に理解を深める	○犯罪被害者週間（11月25日から12月1日）における啓発 ・ポスター等の掲示	人権推進課
5-9-3 【新規】	LGBT など、性的マイノリティーへの理解を深める	・人権講演会などの研修会	人権推進課

第6章 行動計画の総合的、効果的な推進

人権尊重の理念に関する理解を深めるための教育及び啓発は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人等といった具体的な人権課題に関わる施策だけでなく、市の施策全般を通じて行われることが大切です。また、そのため、すべての市職員が高い人権意識をもって行動する必要があります。

「人権意識調査」の結果では、人権問題を解決するために学校教育の充実や、相談窓口の開設、啓発及び広報活動の推進が求められています。また、効果的な啓発活動の方法として、テレビ・ラジオやインターネットの活用や広報誌が挙げられており、市民に身近な啓発媒体を利用した人権意識の向上を促していくことが大切です。

さらに、人権についての考え方として、約9割の市民が「家庭で、幼い頃からものごとの善悪や決まり事の大切さを教えることが重要だ」と考えており、幼い頃からの人権意識の醸成を図るために、家庭や地域、学校等と連携し人権教育を推進することが望まれます。また、子どもと接する大人に対しても人権意識の向上を図ることが大切です。

このため指針に基づく施策の推進に当たっては、各部局が相互に連絡、調整を図りつつ総合的に対応を図ります。また、総合的、効果的な人権啓発の推進を図るため、東はりま人権啓発活動地域ネットワーク協議会や兵庫県、公益財団法人兵庫県人権啓発協会をはじめ、市内外の人権に関わる機関等との連携をすすめるとともに人権尊重のより広範な普及を目指し各種関係団体とも連携していきます。

また、人権施策により積極的に取り組むため、高砂市の人権文化の中核施設として「人権センター」の設置を検討していきます。

【具体的取組】

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
6-1-1	人権施策への反映	○高砂市人権教育協議会 ・総会 ・研究大会 ・理事会 ・人権教育における学校教育、社会教育それぞれの分野の充実を図り、人権教育研究大会での発表、討議の充実 ・家庭、園・学校等、地域、企業などそれぞれの場所と行政関係部署との連携を強化するための連絡会を必要に応じて開催	人権推進課

	取組の目的	事業名（内容）	所管課等
6-1-2	市各部局の連絡、調整	○高砂市人権施策推進連絡協議会 ・人権施策推進の基本方針に関すること ・人権施策推進の総合調整 ・人権問題の調査研究	人権推進課
6-1-3	近隣市町・法務局・人権擁護委員協議会等との連携	○東はりま人権啓発活動地域ネットワーク協議会 ・地域人権啓発活性化事業等、人権推進事業の情報交換、研修	人権推進課
6-1-4	人権施策への反映	・人権フェスティバル等でのアンケート調査	人権推進課
6-1-5	アンケート調査の反映	・人権意識を高めるため、人権講演会や研修会をそれぞれの地域や、職場に合わせて企画、実施 ・人権フェスティバルやその他のイベント企画等の住民参加の促進	人権推進課
6-1-6	人権センターの設置	・公共施設等の総合管理計画に基づき、隣保館の廃止又は複合化に合わせて人権センターの設置を検討していく	人権推進課

第7章 これからの高砂市の人権推進について

新しい時代、「令和」が幕を開けました。

昨今の急激な社会情勢の変化により、人権課題も多様化・複雑化し、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などの問題に加え、インターネットによる人権侵害、働く人の人権の問題、新型コロナウイルスに関する問題など、新たな問題が生じています。

21世紀は、「人権の世紀」と言われ、国際的にも人権尊重は大きな潮流となっています。しかし、長引く不況や令和2年初頭から続く新型コロナウイルス感染症の拡大から、人権をめぐる環境はますます厳しい状況となっており、人権問題を解決することは喫緊の課題となっています。

今回実施した「人権意識調査」で関心が高かった「インターネットによる人権侵害」は、インターネットの特性上情報が拡散しやすく情報の回収も現実的に困難なことから、被害回復は非常に難しくなっており、長期にわたって被害に苦しむ可能性が指摘されています。インターネットの利用時の個人情報の扱いや、メディア・リテラシーについて市民一人ひとりが意識を高めていく必要があります。

次に関心が高かったのは「新型コロナウイルス感染症に関する問題」です。最初は訪日外国人に対し、市中感染が広がると、感染リスクの高い職業の方が、いわれなき差別を受けるようになりました。また、外出自粛期間中には、私的に取り締まる「自粛警察」なども現れました。未知の感染症に対しては、正しい知識を得て、正しく理解し正しく恐れることも必要でしょう。

当市では、すべての人々の基本的人権を尊重し、人権という普遍的な文化の息づく社会を築くために、家庭、園学校等、地域社会などあらゆる場や機会を通じて、様々な人権問題に対する人権教育及び啓発の充実を図ってきました。

しかし、今回実施した人権意識調査から、当市で実施している人権に関する事業のすべてで「知らない」人が多くなっており、前回と同様、事業の認知が進んでいないのが現状です。市の事業の認知度を高め、市民が人権に考えるきっかけを持てるよう、事業を周知する方法を工夫する必要があります。また、人権問題の解決に必要なことは、前回調査に引き続き「学校教育」「啓発・広報活動」「相談窓口の開設」と考える人が多くなっています。啓発の手段としては、「インターネット等」が増加しており、コロナ禍で外出を控える人が多い状況に鑑みても、インターネットを利用した手段を考えることが必要です。広報誌の連載については「読んだことがない」人が一定数いることから、引き続き、紙面の工夫や内容の充実等を図っていくことが必要です。

すべての市民がかけがえのない個人として尊厳を守り、地域で安全・安心に生活していくためには、「人権問題」を特別視することなく一人ひとりが関心を持ち、あらゆる場面で協力しながら解決に向けた取組を進めていくことが大切です。

一人ひとりを大切にすることを育み、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進し、他人事とはせず、自分自身のこととして考え、多様な主体が互いに連携し支え合う「共生社会」の実現に向け、様々な人権教育及び啓発に取り組んでいきます。

【用語説明】(50音順)

○SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標のこと。2015年に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通の目標です。SDGsの考え方は、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を、統合的な取組として推進しながら、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、17の国際目標（ゴール）を設定し、すべての国、すべての人が実現に向けて役割を果たそうとするものです。

○ALT (Assistant Language Teacher:外国語指導助手)

小中高校などの英語の授業で日本人教師を補助する者のこと。

○エンパワーメント

個人や集団が、より力を持ち、自分たちに影響を及ぼす事柄を自分自身でコントロールできるようにすること。

○合理的配慮

障がいがあることによって生じる困りごとの解消や軽減に向けて、社会全体で必要な対応をしていこうという考え。

○ジェンダー

生物学上の雌雄を示す「セックス」に対して、出生後に育つ環境の中で、こうあるべきとして社会的、文化的につくられた性差観念のこと。日常生活の中で求められる「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担はその一例。このため、「らしさの性」「つくられた性」とも呼ばれる。

○スクールカウンセラー

学校において心理的相談業務に従事する心理職専門家のこと。

○スクールソーシャルワーカー

子供の家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。

○SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションが可能となる。

○ダイバーシティ

直訳すると、「多様性」「相違」の意味。多くの企業において、経営戦略の一環として人材の多様性を指す言葉として用いられている。多様な価値観や能力を持つ人材を活用し、グローバル化やニーズの多様化への対応が求められている。

○ドメスティック・バイオレンス

夫（妻）やパートナーが、妻（夫）や恋人に対し、暴力（身体的のみならず、精神的・経済的・社会的・性的などのさまざまな暴力）で人格や安全を脅かし、自分の思い通りにしようとする支配行動のこと。家庭内で起こるため表面化しにくい。人権侵害であり、犯罪行為である。

○バリアフリー

障がいのある人が社会生活していく上で障壁となるものを除去すること。もともとは施設の段差解消などハード面の色彩が強いが、広義には障がい者の社会参加を困難にする障害の除去、ソフト面での思いやりや気持ちなどを含む。

○ヘイトスピーチ

人種、国籍、思想、性別、障害、職業、外見など、個人や集団がかかえる欠点と思われるものを誹謗中傷し、他人をそのように先導する発言のこと。

○ポジティブ・アクション

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を表現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

○マイノリティー

少数、少数派。(⇔マジョリティー)

○メディア・リテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖の観点において、人間が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することをめざそうという概念。

○リベンジポルノ

別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真、映像をインターネットなどで不特定多数に配布、公開するいやがらせ行為。

○ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現がめざされている。

高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画
(第3期)

発行日 令和3年2月

編集・発行 高砂市福祉部人権推進室

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

